

平成 29 年 8 月 1 日に施行された年金受給資格期間の短縮について概略を説明します。

制度の背景と概要

無年金者の問題はかねてから年金制度の課題の一つでしたが、社会保障・税一体改革において年金を受けとれる方を増やし、納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげる観点から年金を受けとるために必要な期間（年金受給資格期間）を、25 年から 10 年とすることになっていました。このたび、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号）が平成 28 年 11 月 24 日に公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行されることになりました。

【図①】



「年金受給資格期間」とは？

- 国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（学生やサラリーマンの配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間など、「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが年金受給資格期間（資格期間）です。

対象となる年金について

今回の資格期間の短縮は老齢基礎年金などの老齢給付が対象となります。遺族年金の支給要件（1. 保険料を納めた期間（保険料納付が免除された期間を含む。）が加入期間の3分の2以上である被保険者や、2. 資格期間が25年以上である老齢基礎年金受給者などが死亡したときで、子のある配偶者または子に対して支給。）や障害年金の納付要件（初診日において被保険者であり初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことなど）は、これまでと変更はありませんのでご注意ください。

平成 29 年 8 月 1 日時点で、資格期間が 10 年以上 25 年未満の方について

資格期間が 10 年以上 25 年未満であって、下表に該当する方には、平成 29 年 2 月以降に日本年金機構から基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（短縮用）」がご本人あて送付されています。

	生年月日 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります。	送付時期
①	大正 15 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	平成 29 年 2 月下旬～3 月下旬
②	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月下旬～4 月下旬
③	昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 26 年 7 月 1 日	平成 29 年 4 月下旬～5 月下旬
④	昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日【女性】 昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 8 月 1 日【男性】	平成 29 年 5 月下旬～6 月下旬
⑤*	昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 32 年 8 月 1 日【女性】 大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成 29 年 6 月下旬～7 月上旬

*国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び私立学校教職員共済制度に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

年金請求書（短縮用）が届きましたら、できるだけお早めに年金事務所等で手続きをしてください。

なお、日本年金機構は、平成 28 年 10 月から年金事務所で年金相談の予約を実施しています。予約をされるとご自身の都合にあわせてスムーズに相談ができます。

この予約の申し込みは、「ねんきんダイヤル（電話番号等は【図②及び③】参照）」で行っていますのでご利用ください。

【図②】

年金請求書の手続漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。

日本年金機構では、これまでに対象となる方に**黄色の封筒**（A4サイズ）をお届けしています。

制度の開始は、平成29年8月1日（最も早い年金のお支払いは平成29年10月）です。

まだ、請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を。

予約の上、年金事務所にて手続きを行ってください。

☎ねんきんダイヤル 0570-05-1165

中国四国厚生局 日本年金機構

【図③】

黄色の封筒 →

が届いた方は
年金
を受け取れます。

今すぐ
予約の
お電話を！

☎「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165
050で始まる電話でおかけになる場合はTel03-6700-1165
月曜日（月曜日が休日の場合は、休日明けの翌日）/8:30～19:00
火～金曜日/8:30～17:15 第2土曜日/8:30～16:00
（いいお歳） ※土曜・日曜・祝日（第2土曜を除く）はご利用いただけません。

中国四国厚生局 日本年金機構

年金請求書（短縮用）が未提出となっている方への文書及び電話による提出のご案内等の実施について

日本年金機構では、年金請求書（短縮用）が未提出となっている方に対して提出のご案内を実施しています。

4月下旬までに年金請求書（短縮用）を送付した方に対しては、平成29年6月19日からご案内のハガキ（【図④】）を発送し、その後、電話によるご案内を実施しています。また、5月以降に当該請求書を送付した方等に対しては、送付日から概ね1か月経過時点において、順次、提出のご案内を実施することになっています。

その他、直近の生存及び住所の確認ができていない方であって、年金を受給できる可能性がある方に対して、7月24日から「請求手続案内」（【図⑤】）を送付しています。

【図④】



【図⑤】

(外面)

(内面)



※不審な電話にご注意ください。

日本年金機構が行う年金請求書（短縮用）が未提出となっている方への電話による提出のご案内は、民間事業者に委託されています。

民間事業者の担当者が提出のご案内を行う際には、ダイヤル名（日本年金機構年金請求案内ダイヤル）及び氏名を名乗ったうえで、ご本人確認をさせていただきます。民間事業者の担当者が、手数料を要求すること、金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること、基礎年金番号やお名前、ご住所などを伺いすることはありません。

怪しいと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。